



インボイス制度 対策セミナー



参加費
無料



制度開始時に
困らないためにも、
この機会に是非受講を
ご検討ください。



令和5年10月1日から複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が始まります。本セミナーでは、主にこれから登録を検討する免税事業者を対象とした**入門編**と、既に登録済の事業者を対象に、事務手続きの留意点を理解頂く**発展編**の2つのメニューをご用意いたしました。また、ご希望に応じてセミナー終了後には**個別相談会**も開催いたします。

日時

入門編

- ① 7月10日(月) 13時30分～15時00分
- ② 7月18日(火) 13時30分～15時00分

※両日とも終了後、希望者は個別相談可能

発展編

- ① 7月11日(火) 13時30分～15時30分
- ② 7月21日(金) 13時30分～15時30分

※両日とも終了後、希望者は個別相談可能

場所

松江商工会議所 会議室
〒690-0886 島根県松江市母衣町55-4

講師

税理士法人 錦織会計事務所
公認会計士 税理士 錦織 澄氏



セミナー内容

【入門編】90分

- (1) 消費税の仕組み
- (2) 消費税の納税額の計算
- (3) 免税事業者への影響
- (4) 課税事業者を選択し適格請求書発行事業者と場合の留意点

【発展編】120分

- (1) 適格請求書発行事業者の義務
- (2) 仕入税額控除を受けるための留意点
 - ・ 適格請求書の保存がなくても仕入税額控除ができる場合
 - ・ 委託販売契約を行っている場合
 - ・ 取引先が立替払いした課税仕入の場合
 - ・ 取引の都度請求書等が交付されない取引の場合
 - ・ 売り手負担の振込手数料の取扱い
 - ・ 任意組合等で事業を行っている場合
 - ・ 協同組合特例について
 - ・ 免税事業者からの課税仕入れの取扱い など
- (3) 売上税額、仕入税額の計算方法

お問い合わせ先

松江商工会議所 ビジネス支援部

〒690-0886 島根県松江市母衣町55-4

TEL 0852-32-0506

FAX 0852-32-9471

FAX.0852-32-9471

セミナー申込書

※必要事項をご記入のうえ、
FAXにてお申し込みください。

こちらからもお申し込みいただけます。

■当所ホームページより申込 ▶ <https://www.matsue.jp/>

■スマートフォンは二次元コードより ▶



インボイス制度 対策セミナー

事業所名			
業種			
所在地			
参加者	氏名	①	②
	所属・役職	①	②
電話番号			
消費税 <small>※該当項目を○で囲んでください</small>	免税事業者 ・ 課税事業者		
インボイス制度 <small>※該当項目を○で囲んでください</small>	登録済 ・ 登録申請中 ・ 未申請		
参加希望回 <small>※ご希望の回を☑してください ※入門編と発展編の両方の受講も可能です。</small>	【入門編】 <input type="checkbox"/> ① 7月10日(月) 13時30分～15時00分 <input type="checkbox"/> ② 7月18日(火) 13時30分～15時00分	【発展編】 <input type="checkbox"/> ① 7月11日(火) 13時30分～15時30分 <input type="checkbox"/> ② 7月21日(金) 13時30分～15時30分	
	個別相談会	希望する ・ 希望しない	
相談内容 <small>※個別相談を希望される場合のみ ご記入ください</small>			